

奈良公園事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第八十九号

奈良公園事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

奈良公園事務所長に対する事務委任規則（昭和五十三年十二月奈良県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「奈良県新公会堂」を「奈良春日野国際フォーラム」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。